

2021年5月7日

「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）」に対する意見

公益社団法人日本監査役協会

2021年4月7日付けで貴所から公表された「コーポレートガバナンス・コード(改訂案)」について、当協会の意見を以下のとおり申し述べますので、御検討くださいますようお願い申し上げます。

原則 4-4

本改訂案原則 4-4 において「監査役・」の文言が加わったことにより、監査役及び監査役会の役割・責務として監査役の選解任・報酬に係る権限の行使に関し言及がなされることとなった点について、妥当であるとする。

監査に対する信頼性が確保されるためには、その前提として、監査役の独立性が確保されていることが重要である。そして、監査役の独立性が確保されるためには、その選解任及び報酬の決定プロセスにおいて、監査役が主体的に関与することが必要である。本改訂により、会社法上監査役に付与されている監査役の選解任・報酬に係る権限が実効性のある形で適切に行使されるべき旨が強調されたものと理解する。

その上で、下記2点につき申し述べる。

- ①「投資家と企業の対話ガイドライン（改訂案）」3-10 では、監査役の選任について、「監査役会の同意をはじめとする適切な手続を経て」なされているかが対話におけるポイントとして追記されている。監査役の独立性確保の重要性に鑑み、今後の改訂に当たっては、かかる趣旨をコーポレートガバナンス・コードの原則においても明記されたい。
- ②「監査報酬」は、通常、外部会計監査人についての表現であることから、監査役の会社法上の報酬決定権限についても言及していることを明確にするため、「報酬」に改めるべきである。

補充原則 4-10①

本改訂案補充原則 4-10①では、プライム市場上場会社の指名委員会・報酬委員会の構成員について、「過半数を独立社外取締役とすることを基本」とすることを求めているが、各委員会の設置の趣旨（独立性・客観性と説明責任の強化）に鑑みれば、独立社外取締役のみならず、独立社外監査役を構成員に含めることもその趣旨に適うとの理解でよいかを確認したい。

補充原則 4-11①

本改訂案原則 4-11 において示されている監査役に求められる経験・能力及び知識・知見、

本意見書原則 4-4 の項においても言及した監査役の選解任に係る検討の状況は、取締役に関するそれと同様に株主に対して開示されるべきであると考えられる。

したがって、本改訂案補充原則 4-11①においては、取締役の有するスキル等の組合せについて、いわゆるスキル・マトリックス等の形で開示することを求めているが、監査役もその対象とすべきである。そして、その前提として、同補充原則により取締役において求められている選任に関する方針・手続の開示については、監査役についても同様に求められるべきである。

補充原則 4-13③

内部統制システムを活用した組織監査を前提とする監査委員会、監査等委員会のみならず、独任制の監査役（会）についても、内部統制システムを利用した監査は、実効性・効率性の観点から有益と考えられることから、内部監査部門の平時の報告については、経営者、取締役会のみならず、監査役（会）への報告ルートも確保されるべきである。

したがって、本改訂案補充原則 4-13③において、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門からこれらに対して適切に直接報告を行う仕組みを構築することが求められることとなった点について、妥当であると考ええる。

なお、監査役等は、監査の一環として、内部監査部門や同部門の長の独立性に問題があるかを確認し、必要があれば経営者や取締役会に対して是正を求める役割が期待される。こうした観点から、内部監査部門の長の人事については、事前協議の機会等、何らかの形で監査役等が当該決定プロセスに適切に関与し得る機会が確保される必要があると考えられるが、かかる趣旨は、同補充原則における「適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等」に含まれているとの理解でよいかを確認したい。

補充原則 5-1①

株主との対話の対応者において、監査役が追加されたことについて妥当であると考ええる。

スチュワードシップ・コード（再改訂版）指針 4-1・注 17 においては、「例えばガバナンス体制構築状況（独立役員を活用を含む）や事業ポートフォリオの見直し等の経営上の優先課題について投資先企業との認識の共有を図るため」の対話の相手方として、監査役等が言及されている。機関投資家が監査に関する事項等に関心事とし、監査役等との対話を期待しているような場合に、監査役等も必要に応じて対応すべき旨が明記されたことは有益であると考えられる。

以上